

さいたま市議会資産等公開審査会条例

平成 15 年 3 月 14 日
条例第 44 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、さいたま市議会資産等公開審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(資産等報告書等の審査)

第 2 条 審査会は、政治倫理の確立のためのさいたま市議会議員の資産等の公開等に関する条例(平成 15 年さいたま市条例第 43 号。以下「条例」という。)の規定により提出された資産等報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書(以下「報告書」という。)について、次条に定める手続により審査するものとする。
(一部改正〔平成 17 年条例 144 号〕)

(報告書の審査のための手続)

第 3 条 地方自治法第 74 条第 5 項に規定する本市の選挙権を有する者(以下「有権者」という。)は、報告書に記載された事項について疑義があるときは、有権者の 100 分の 1 以上の連署をもって、その代表者から、さいたま市議会の議長(以下「議長」という。)に対し、報告書に記載された事項に疑義のあることを証する資料を添えて文書により審査の申出をすることができる。

- 2 議長は、前項に規定する審査の申出があったときは、速やかに当該審査の申出の文書及び資料並びに当該審査の申出に係る報告書の写しを市長に送付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により文書及び資料並びに報告書の写し(以下「資料等」という。)が送付されたときは、速やかに資料等を審査会の審査に付するものとする。
- 4 第 1 項の審査の申出の手続については、規則で定める。

(審査結果報告書の提出等)

第 4 条 審査会は、前条第 3 項の規定により審査をしたときは、審査結果報告書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により審査結果報告書が提出されたときは、速やかに当該審査結果報告書の写し及び前条の規定により提出された資料等を議長に送付するものとする。
- 3 議長は、前項の規定により審査結果報告書の写しが送付されたときは、速やかにその審査結果を前条第1項の代表者に通知するとともに、当該審査結果報告書の写しは、議長の定めるところにより、閲覧をすることができる。
- 4 報告書に係る審査結果報告書の写しその他審査関係書類は、議長において、当該報告書の閲覧の開始の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(組織)

第5条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会は、会長が招集し、その座長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(資料の提出等)

第 9 条 審査会は、審査の対象となった者に対し、審査のために必要があると認めるときは、説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、審査会は、審査のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 10 条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 11 条 審査会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日条例第 144 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。